



四天王寺② 593年(推古元年)の建立から、多くの人たちに愛された今日までの歴史は、壮絶なものである。古代、大阪は“なにわの津”と呼ばれ、東南アジア交流の拠点であった。とりわけ“なにわの宮”は重要な首都、副都としての役割を担い、渡来の使節団はここから迎賓館的存在の四天王寺へと導かれ、飛鳥へと文化を伝承していったのである。百済から漢字と論語を伝えた王仁博士(わにはかせ)、仏教を伝えた聖明王(せいめいおう)、新羅から製鉄技術を伝えた天日槍(あめのひぼこ)など、日本の黎明に重大な貢献を成した旨が文献に記されている。四天王寺ワッソは豊かで華やかな当時を偲ぶお祭りである。その寺の門前に、昔懐かしき「陀羅尼助丸」が今日残っているのを発見し、人の営みの大らかさに安堵した。(四天王寺西門前にて) 写真と文 藤本 俊一(APA/JPS)

- 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」はすみやかに提出しましょう
- 年末調整で国民年金保険料を申告するときは、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」や「領収証書」の添付が必要です
- 年金にも所得税がかかります ● 第53回 大阪府社会保険協会卓球大会を開催します
- 平成20年度全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診のご案内 ● 全国健康保険協会受付します
- お願い ● 第9回 硬式テニス大会終わる ● 社保俳壇

職場内で回覧しましょう

「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」は すみやかに提出しましょう

対象となる賞与

健康保険および厚生年金保険では、被保険者が労働の対償として受ける賃金・給与・俸給・手当等については、標準報酬の基礎としていますが、年末手当・ボーナス・賞与など事業所によって名称は異なっていますが、年間を通じて3回以下の回数で支給される賞与は標準報酬の基礎から除き、標準賞与額として保険料を賦課することになっています。

なお、年4回以上支給される賞与は、標準報酬を決定する基礎となる報酬の対象となります。

賞与支払届の提出

被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出することになっています。現行の算定基礎届と同様に、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届書用紙と賞与支払届総括表が、登録されている賞与支払予定月の前月に送られてきますので、支払年月日や賞与額などを記入し提出します。

なお、賞与の支払いがない場合でも、賞与支払届総括表の届け出は必要となります。

また、被保険者賞与支払届については、磁気媒体(FD・MO)での届け出が可能となっており、事業主の皆様のご希望に応じて、被保険者の氏名などを収録した

ターンアラウンドFDが配付されます。

配付を希望される場合は、管轄の社会保険事務所まで申し出てください。

賞与の保険料額

賞与の保険料額は、対象となる賞与が支払われた被保険者の標準賞与額に保険料率を乗じて得た額となります。

なお、育児休業に係る保険料の免除を受けている被保険者は、免除期間中に支払われた賞与についても保険料免除の対象となりますが、被保険者賞与支払届への記載は必要です。

賞与に係る保険料については、総報酬制導入により一般の保険料と同様の保険料率を乗じて計算します。(負担割合は、労使で折半)

また、児童手当拠出金については、厚生年金保険の標準賞与額の総額に拠出金率を乗じて計算します。(全額事業主負担)

標準賞与額の上限は、健康保険では年度の累計額540万円(年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで)、厚生年金保険は1カ月あたり150万円とされていますが、同月内2回以上支給される場合は合算した額で上限額が適用されます。

保険料の源泉控除

事業主は、被保険者に賞与を支払うつど、あらかじめ

記入例

【④賞与支払年月日】欄

賞与の支払年月日を記入します。たとえば、平成20年12月10日の場合は、201210と記入します。

なお、欄外(上段)に記入した場合は、支払年月日が同日の被保険者にかかる④～⑤欄の④については記入の必要はありません。

※数字は標準字体でわかりやすく記入します。

【③生年月日】欄

明治生まれは「1」、大正生まれは「3」、昭和生まれは「5」、平成生まれは「7」が最初にプリントされ、後に生年月日が続きます。生年月日の数字が1桁の場合は、「08」というように、その数字の前に0を一つ付けてプリントされています。

健康保険 被保険者賞与支払届		厚生年金保険		賞与支払年月日		賞与支払予定年月		所長 次長 課長 係長 係員					
① 事業所整理記号	88-ヨカテ	② 被保険者整理番号	1	③ 生年月日	5210410	④ 賞与支払年月日	201210	⑤ 賞与額(合計)	617,500	⑥ 氏名	西田久光	⑦ 人数	1
			2		5301101				473,200		本間勝行	1	
			3		5391011				385,300		折原邦子	2	
			4		5470221				318,000		上杉章平	1	
			5		5500405				237,700		久保麻美子	2	

④および⑤については光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行いますので、枠内に標準字体で明りょうに記入してください。

め賞与から被保険者が負担する保険料を源泉控除することができます。

この場合、事業主は保険料の控除に関する計算書を作成し、備えておくとともに、その控除額を各被保険者に通知しなければなりません。

被保険者負担分の保険料額の端数処理

被保険者負担分の保険料の額に端数が生じることがありますが、この端数処理については、次のような取り扱いとなっています。

事業主と被保険者が負担する保険料に1円未満の端数が生じた場合は、「通貨の単位および貨幣の発行等に関する法律」の規定により、被保険者の負担分の端数が50銭以下のときは、端数分を切り捨て、また、50銭を超え1円未満のときは、端数分を切り上げて源泉控除することとなります。

ただし、保険料を源泉控除しない場合、または、事業主と被保険者の間に保険料徴収に関して特約を締結している場合は、この限りではありません。

保険料の納め方

納付義務者は、一般の保険料と同様に事業主とされています。

賞与に係る保険料は、提出された被保険者賞与支払届にもとづいて計算され、賞与の支払われた月の翌月に一般の保険料と併せて納入告知されますので、口座振替または、納付書により金融機関の窓口で納付することになります。

以上のことでわからないことがありましたら、管轄の社会保険事務所へおたずねください。

〔㊦通貨によるものの額〕欄

通貨で支払われた賞与額を記入します。

〔㊧現物によるものの額〕欄

食事、住宅、被服など通貨以外のものので支払われたものについて、都道府県ごとの標準価額により算定した額を記入します。

〔㊨種別〕欄

被保険者が坑内員以外の男子は「1」、女子は「2」、坑内員のときは「3」、また厚生年金基金に加入しているときは、坑内員以外の男子は「5」、女子は「6」、坑内員のときは「7」がプリントされています。

〔㊩賞与額（合計）〕欄

㊦および㊧の合計額から、1,000円未満を切り捨てた額を記入します。

たとえば、237,700円の場合は、**3237**と記入します。

なお、10,000千円以上となる場合は、**9999**と記入します。

※数字は標準字体でわかりやすく記入します。

年末調整で国民年金保険料を申告するときは、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」や「領収証書」の添付が必要です

国民年金保険料は全額が社会保険料控除（非課税）の対象となります。年末調整や確定申告の際に1年間の納付額を申告することにより税の控除が受けられます。

国民年金保険料を申告する際は、生命保険料控除等を受ける場合と同様に証明書類の添付が必要となります。

このため、平成20年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された被保険者ご本人あてに、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をお送りしています。年末調整の手続きの際は当証明書（または領収証書）の添付をご確認ください。

※世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤルまたはお近くの社会保険事務所まで

控除証明書専用ダイヤル

（平成20年11月4日～平成21年3月13日、平日9：00～17：00）

TEL 0570-070-117

※一般電話・公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。

※IP電話およびPHSなど一部ご利用がいただけない回線があります。

IP電話等の方はTEL03-6748-8882へおかけください。

年金にも所得税がかかります

1 所得税の源泉徴収

厚生年金保険、国民年金等から支給される年金（障害・遺族年金等は除きます）は、所得税法では「雑所得」として課税の対象となっています。

これらの年金の支払者である社会保険庁では、課税の対象となる年金受給者について、各支払期における年金の支給額から所得税を源泉徴収し、その残りの額を支払っています。

課税の対象となる受給者とは、その年に支給を受ける年金の額が、108万円（65歳以上の方は158万円）以上の方です。

源泉徴収に際しては、各期の年金の支給額から各期の社会保険料額・公的年金控除・受給者からの申告のあった配偶者控除等の各種控除〔別表〕を差し引いた残額に5%の税率を乗じて得た額が所得税として源泉徴収されます。

そこで配偶者控除等の各種控除を受けようとする年金受給者は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」と言います）を提出する必要があります。

2 平成21年分 扶養親族等申告書の提出

扶養親族等申告書用紙（ハガキ）は、平成20年10月27日から31日に年金受給者（課税の対象となる受給者のみ）あてに社会保険業務センターから発送されています。

この用紙（ハガキ）に受けようとする控除の内訳等を記入し、本年は12月1日までに社会保険業務センターあてに提出していただくことになります。

これにより、年金支給額から申告された内容に応じた控除を行い、源泉徴収税額が計算されます。

なお、扶養親族等申告書の提出がない場合は、各支払期の年金支給額から社会保険料額および公的年金等控除（1カ月分の年金支給額から1カ月相当分の社会保険料額を差し引いたものの25%）を差し引いた額に10%が課税されることとなります。

●「社会保険料額」とは年金から特別徴収された介護保険料および国民健康保険料（または長寿医療保険料）の合計額です。

扶養親族等申告書についてわからないことがありましたら、お近くの社会保険事務所または、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）へおたずねください。

【別表】扶養親族等申告書を提出した場合の控除額

対象	控除の種類	月割控除額(1カ月あたり)
受給者全員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【65歳未満の方】 1カ月分の年金支払額 ×25%+65,000円 (最低額9万円)
		【65歳以上の方】 1カ月分の年金支払額 ×25%+65,000円 (最低額13.5万円)
控除対象配偶者が いる場合	配偶者控除 または 老人控除対象配偶者相当	32,500円
		40,000円
扶養親族が いる場合	扶養控除 または	32,500円×人数
	特定扶養親族控除 または	52,500円×人数
	老人扶養親族控除	40,000円×人数
受給者本人、 控除対象配偶者、 扶養親族が 障害者の場合	普通障害者控除 または	22,500円×人数
	特別障害者控除	35,000円×人数

大阪社会保険事務局の組織再編について お知らせ

平成20年10月1日から社会保険庁の組織改革に伴い、大阪社会保険事務局において、次のとおり組織再編いたしましたのでお知らせします。

なお、大阪府下の社会保険事務所については変更ありません。

従前

総務部	
保険部	(廃止)
年金部	(廃止)

10月1日以降

代表電話番号

総務部	06-6268-9333
運営部	06-6268-9334

第53回 大阪府社会保険協会**卓球大会を開催します**

開催日 平成21年1月24日(土) 午前9時30分から

場所 大阪府立体育会館 第一競技場
大阪市浪速区難波中3-4-36 (☎06-6631-0121)

種目

- ・**団体戦** (男女別事業所対抗)
男子 4シングルス、1ダブルス
女子 2シングルス、1ダブルス
※1チームメンバーは、男子4～6名、女子2～4名編成とします。
- ・**個人戦** (男女別)

参加資格 大阪府内の社会保険事務所または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務する被保険者に限る。
(健康保険組合を含む) ※健康保険組合の事業所は申込書に組合名もご記入ください。

参加料 無料

申込方法 裏面申込書(コピー可)にご記入のうえ(財)大阪府社会保険協会へ郵送またはファックスでお申し込みください。
受理したチームまたは参加者には、後日参加証と実施要綱を送付します。

申込締切 平成20年12月5日(金) 必着

試合方法 全試合トーナメント戦とする。(※参加数によりリーグ戦とする場合があります)
試合は11点5ゲームマッチとし、2本ごとのサービス交替で行う。
10-10以降は1本ごとのサービス交替とし、2点先取で勝ちとする。

競技規則 現行ルールとする。

使用球 日本卓球協会使用指定球TSP40mm(白球)を使用する。

申込先 (財)大阪府社会保険協会 (TEL 06-6445-3013)
〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
FAX 06-6445-3019

主催 財団法人 大阪府社会保険協会
主管 大阪卓球協会
後援 朝日新聞社

第53回 大阪府社会保険協会卓球大会 参加申込書

参加資格の確認のため楷書で記入もれのないようにご記入ください。

記入もれがある場合は、お申し込みの受付はできませんのでご注意ください。

フリガナ		健康保険被保険者証記号	
事業所名		()	健康保険組合
事業所所在地	(〒 -)		
事業所電話番号	(申込代表者氏名:)		

※健康保険組合加入の事業所の方は健康保険組合名もご記入ください

【男子の部】 ※4～6名で編成

【女子の部】 ※2～4名で編成

団
体
戦

	フリガナ 氏 名	年齢	健康保険証の (整理) 番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			

	フリガナ 氏 名	年齢	健康保険証の (整理) 番号
1			
2			
3			
4			

【男子の部】

【女子の部】

個
人
戦

	フリガナ 氏 名	年齢	健康保険証の (整理) 番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

	フリガナ 氏 名	年齢	健康保険証の (整理) 番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

平成20年度

全国健康保険協会管掌健康保険

生活習慣病予防健診のご案内

皆さまがご加入の全国健康保険協会管掌健康保険では、ご自身の健康増進と健康管理意識を高めていただくため、被保険者の方々を対象に生活習慣病予防健診を実施しています。年に一度の健診でご自身の健康状態を正しく理解し、生活習慣病の予防・改善にお役立てください。

● 健診の種類 ●

一般健診

(特定健康診査の検査項目を含む)

付加健診

(一般健診と併せての受診となります)

乳がん・子宮がん検診

(一般健診と併せての受診となります)

子宮がん検診(単独)

肝炎ウイルス検査

- ◆ 健診の対象者、検査項目および健診実施機関の一覧(この健診は、大阪支部が指定する健診機関で受診することができます)については、全国健康保険協会のホームページ (<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>) 内「保健サービス」をご覧ください。または、大阪支部へお問い合わせください。
- ◆ 全国健康保険協会管掌健康保険に加入する40～74歳の被保険者の方は、上記の『一般健診』を受診すると特定健康診査を受診したこととなります。

● お申し込み方法 ●

事業所ごとに受診希望者を取りまとめる

受診を希望する健診機関に連絡し、受診日の予約をする

所定の申込書に必要事項を記入する

申込書を下記の宛先へ郵送する

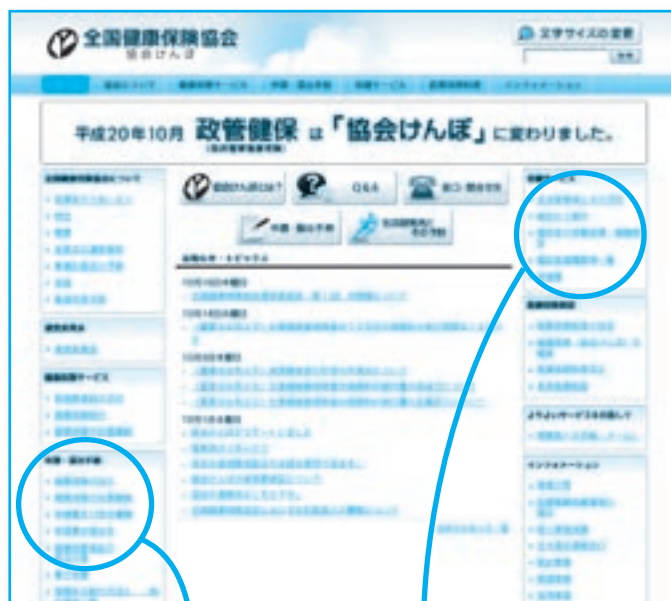
健診を受診する

お申し込み
お問い合わせ

全国健康保険協会大阪支部

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階
TEL 06-6201-7070(代表) FAX 06-6201-7080

全国健康保険協会です受付します



申請書類は協会ホームページより
入手していただけます

おもな手続き

出産をしたとき ● 出産育児一時金

出産で働けないとき ● 出産手当金

病気やけがで働けないとき ● 傷病手当金

医療費が高額になったとき ● 高額療養費

退職したとき ● 任意継続健康保険に関するお届け

詳しくは、ホームページをご覧ください。上記の電話番号までお問い合わせください。

上記書類は郵送で申請できます

〒541-8549
全国健康保険協会大阪支部
(個別郵便番号のため、住所の記載は不要です)

お願い

当協会の電話番号は**06-6445-3013**です。

平成16年1月から政府管掌健康保険被保険者証はカード式になりましたが、その際お配りしたビニールカバーに記載の当協会の電話番号は、その後移転に伴い変わっております。旧の番号でおかけになりますと相手さまにご迷惑になりますので、被保険者の皆さまにもご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

財団法人 大阪府社会保険協会

第9回 硬式テニス大会終わる

大阪府社会保険協会では、健康保険・厚生年金保険の被保険者の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図る目的で10月19日(日)に「テニスコミュニケーション門真」(門真市)にて『第9回硬式テニス大会』を開催いたしました。

結果は次のとおりです。



【男子ダブルス(Aクラス)】

- 優勝** 葛永 和宏(株ドウシシャ)
加藤洋次郎(株ドウシシャ)
- 準優勝** 浅井 啓介(株きんでん)
高西 勝巳(株きんでん)
- 第3位** 脇 孝司(阪急タクシー(株))
古賀将二郎(ゲンゼ(株)SOZ事業本部)

【男子ダブルス(Bクラス)】

- 優勝** 小林 修(西日本電信電話(株))
錦織 吉郎(医)錦彩会 にしきおりクリニック)
- 準優勝** 長棟 康高(株ドウシシャ)
白石 恵一(株ドウシシャ)
- 第3位** 斉藤 孝一(株衛藤)
藤岡 剛幸(株衛藤)

【女子ダブルス(Aクラス)】

- 優勝** 藏元 結城(近鉄不動産(株))
武岡 幸子(株武岡)
- 準優勝** 大賀 浩美(株アムス)
山田 容子(土佐機工(株))
- 第3位** 浮田 薫(大阪府信用農業協同組合連合会)
辻本久美子((社福)摂津市社会福祉事業団)

【女子ダブルス(Bクラス)】

- 優勝** 谷 まゆみ(株小川化学工業所)
岩井 厚子(キヨシ写真機店)
- 準優勝** 川崎 由紀(株ナカセ鉄工建設)
中村真依子(日本生命保険相互会社)
- 第3位** 幸 文香(新居金属工業(株))
角野 智子(大阪市立大学医学部・付属病院)

社保俳壇

後藤比奈夫・選評

八朔や会社帰りの坐禅会
金森石油(株) 高橋良治

八朔は旧暦八月朔日のこと。この日を佳日として物を贈答して祝う習俗がある。とりわけ花街などは賑やかなのだが、こちらは男性の会社員。することもないので帰りに禅寺へ寄って坐禅会に加わりという。裏腹な八朔が却って心を引く。

京神サービス(株) 白石紀子

去ぬ燕母の退院待ちあぐね
お母さんの退院待ちあぐねている作者。帰ってゆく燕までその日を待って帰り兼ねているように見える。原句は「秋燕や」であったが、それでははっきりしないのでこのようにした。

葉膳に集つてくる秋の蠅
葉膳に集つてくる秋の蠅

原句は「葉膳の料理に集る秋の蠅」だった。面白いのは葉膳に肖りたい秋の蠅。省略出来る言葉は省略する。

献上の鈴虫鳴きて笛に和す
東イン(株) 山口博子

エクセル・ロジ(株) 村島麗門
おしやぶりの孫バギーにて菊花展

(株)福本青果 福本久子
手入れして貫禄いよよ御所の松

(株)塩田工作所 永田照子
飛火野に秋蝶といふ連れを得し

(有)ロック紳士服 西森嘉治
鉄柵の溪谷登る秋の山

安原紙工(株) 小林久美雄
稲架も見えず種子も見えぬ刈田かな

大阪蒲団(株) 行藤郁代
おだやかに波をたたんで秋の海

(株)小西商店 池田節子
萩咲いて女ばかりの京の旅

(有)レイコー 勝山禮子
八朔や五風十雨の無事祈念

(有)大青鉄工 佐藤豊子
残り蚊にいよいよ佳境の本を伏す

読売大阪南販売(株) 津村典子
夕立やおんぶバツタも軒をかり

(株)カワデン 松永 均
剃たての僧の頭や秋彼岸

(有)サンクス 北山和郎
松茸を妻と分け合ふ定年後

(株)山本運送店 山本かずよ
釣瓶の緒朽ち果ててをりちる鳴く

(株)タウン設計 宮武藤江
蟬の声細り孫等も新学期

(株)ソニックス 角中徳義
休耕田芒が原に変わりて

(株)釘長商店 西浦嘉子
大蓮のぐらりと揺れて鯉の口

岩本産業(有) 岩本治朗
遠き汝紫苑の花に想ふかな